

# 法令および定款に基づく インターネット開示事項

- 主要な営業所および工場
- 使用人の状況
- 主要な借入先の状況
- 新株予約権等に関する事項
- 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

## 小林製薬株式会社

上記の事項につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.kobayashi.co.jp>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

## ●主要な営業所および工場（2021年12月31日現在）

### ① 当社

本社	(大阪市中央区)
大阪工場	(大阪市淀川区)
中央研究所	(大阪府茨木市)
東京製品営業所	(東京都江東区)
大阪製品営業所	(大阪府茨木市)

### ② 子会社

富山小林製薬株式会社	(富山県富山市)
仙台小林製薬株式会社	(宮城県黒川郡大和町)
桐灰小林製薬株式会社	(兵庫県三田市)
愛媛小林製薬株式会社	(愛媛県新居浜市)
小林製薬プラックス株式会社	(富山県富山市)
Kobayashi Healthcare International, Inc.	(米国)
Alva-Amco Pharmacal Companies, LLC	(米国)
上海小林日化有限公司	(中国)
合肥小林日用品有限公司	(中国)
合肥小林薬業有限公司	(中国)
小林製薬（香港）有限公司	(中国)
小林製薬（中国）有限公司	(中国)
江蘇小林製薬有限公司	(中国)

## ●使用人の状況（2021年12月31日現在）

### ① 当社グループの使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
3,451 (528) 名	-22 (-14) 名

(注) パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,607 (151) 名	+18 (-3) 名	40.7歳	12.8年

(注) パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## ●主要な借入先の状況（2021年12月31日現在）

該当事項はありません。

## ●新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第4回新株予約権	
発行決議日		2021年8月25日	
新株予約権の数		3,539個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 353,900株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり884,000円 (1株当たり8,840円)	
権利行使期間		2024年8月26日から 2027年8月25日まで	
行使の条件		(注)	
使用人等への 交 付 状 況	当社使用人	新株予約権の数	2,449個
		目的となる株式数	244,900株
		交付者数	1,675名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数	1,090個
		目的となる株式数	109,000株
		交付者数	982名

(注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は使用人のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の使用人の定年による退職、その他正当な事由によるものとして当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。

2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## ●業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の業務（当社およびその子会社から成る企業集団における業務を含む。）の適正を確保するための体制についての決定内容の概要および当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

### 1. 当社およびグループ各社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

- ① 当社グループでは、役員および従業員等が、法令遵守の精神と高い倫理観をもって行動するための指針として「グローバルコンプライアンスポリシー」を制定し、役員および従業員等全員に周知するとともに、当該ポリシーに基づきコンプライアンス推進活動に取り組み、コンプライアンス意識の更なる向上を図ります。また、当社およびグループ各社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します。また、役員および従業員等に対しては反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続して行います。

（当該体制の運用状況）

- ・当社および当社グループで定めている「グローバルコンプライアンスポリシー」を「従業員手帳」に記載して役職員に配付しました。
  - ・役職員は毎年、「グローバルコンプライアンスポリシー」の具体的な行動基準を定めた「役員および従業員等の誓約」に署名、提出し、会社がこれを保管しています。
  - ・日本国内の役職員を対象とした「コンプライアンスeラーニング」をイントラネットで毎月テーマを変えて実施しました。
  - ・日本国内の全従業員を対象とした管理職による「コンプライアンス15分研修」を毎月設定されたテーマに沿って各部署で実施しました。
  - ・日本国内の役職員を対象とした「従業員コンプライアンス意識調査」を実施しました。
  - ・国内外の役職員に対する研修として、研修内容および対象者を決めた年間計画を策定のうえ、研修を実施しました。
  - ・当社は、大阪府の企業防衛連合協議会や暴力追放推進センターの活動に参加し、警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図っており、適宜イントラネットで社内共有しています。こうした啓発活動を継続し、当社グループ全体が反社会的勢力および団体と一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応しています。
- ② 内部統制主管役員が委員長を務める内部統制委員会(当社取締役会直轄)を年に2回開催し、当社グループの内部統制に関する方針・実行計画を決定するとともに、コンプライアンスを含め重要な課題について協議し、その結果を適時当社取締役会および監査役会に報告します。なお、内部統制委員会は、委員長、委員長が指名する委員、オブザーバーとして社外弁護士、常勤監査役で構成します。

（当該体制の運用状況）

- ・内部統制委員会を2回開催し、内部統制推進やコンプライアンス上の重要な課題を協議し、取締役会に報告しました。

- ③ 当社取締役会の監督機能を強化するため、外部の視点と様々な知見を有する社外取締役を選任し、独立した客観的な立場からの監督・助言を受けます。また、当社取締役会への助言および提言体制として、外部識者、社外取締役、当社社長および担当役員等によるアドバイザリーボード並びに報酬諮問委員会、人事指名委員会等を設置します。

(当該体制の運用状況)

- ・取締役会を毎月開催し、社外取締役および社外監査役より第三者的立場からの監視を受け、助言を得ました。
  - ・アドバイザリーボードを2回、報酬諮問委員会を2回、人事指名委員会を3回開催し、取締役会への助言を行いました。
- ④ 当社グループでは、法令上・企業倫理上の問題等に関する情報の早期把握および解決のため、国内外にそれぞれ内部通報窓口を設置します。なお、国内の社内窓口においては当社グループの退職者並びに取引先の従業員からの相談・通報についても受け付けます。

(当該体制の運用状況)

- ・社内と社外弁護士事務所に設置している従業員相談室において、日本国内の従業員からの相談、通報を受け付け、情報の早期把握および問題の早期解決を図りました。
- ・外部委託業者に内部通報窓口を設置し、海外関係会社従業員からの通報を受け付け、情報の早期把握および問題の早期解決を図る体制を維持しました。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- ① 取締役の職務の執行に係る情報（取締役会議事録、当社グループにおける業務執行に関する重要事項について審議、報告等を行うグループ執行審議会議事録等の重要な書類およびその他の情報）は、文書管理規程、企業秘密管理規程、情報システム管理規程等の社内規程に基づき、保存および管理を行います。

(当該体制の運用状況)

- ・毎月開催した取締役会の資料および議事録は、法令および社内規程に基づき適切に保存、管理しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役、監査役または内部監査部門から要請があった場合に備え、閲覧に応じる体制を維持します。

(当該体制の運用状況)

- ・取締役、監査役、内部監査部門の求めに従い、担当部署は速やかにその情報を提供しています。

## 3. 当社およびグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- ① 経営リスクマネジメント規程に基づき、当社取締役会直轄のリスク管理委員会にて、当社グループのリスクマネジメントに関する計画等を策定し、当社取締役会において審議します。

(当該体制の運用状況)

- ・中長期の将来予測をもとに、本社機能部門および各事業部で想定されるリスクについて抽出し、共通の観点から評価したものをリスクとして一覧化しております。これらの中の重点リスクについてはリスク

管理委員会において、全社として取り組みが必要なテーマの新規追加や執行部門への委任テーマを決定するなどの協議と見直しを実施しました。前期の取締役会で決定した対象テーマに対しては定期的な進捗報告を実施し、継続してリスク軽減に取り組みました。

- ② リスクマネジメントの推進部門を設け、経営リスクマネジメント規程に従い、当社グループの横断的なリスクマネジメント体制の整備、運用、検証およびリスク情報の一元管理を行います。

(当該体制の運用状況)

- ・上記の一覧化された個々のリスクは、経営企画部門が主体となって個々の対応状況に応じて、残存する発生確率（蓋然性）と発生した際の影響度のリスク評価とを点数付けした上でマッピングし、全社の経営リスクとして一元管理しています。その中の重要なリスクについては関連部門で情報共有し、連携してリスク軽減対応に取り組んでいます。また、重大なクライシス発生時には社内規程に基づき危機管理本部を設置し、対応にあたる体制を築いています。
- ③ 平時においては、各部門およびグループ各社において、それぞれがリスクの洗い出しを行いそのリスクの軽減等に取り組めます。経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに関しては、担当部門から必要な情報を収集・整理し、適時グループ執行審議会にそれらの進捗報告を実施します。この報告は、当該リスク対策が完了するまで継続します。また、ウイルス感染症や自然災害等に対応するために、対策マニュアルや事業継続計画（BCP）を策定します。なお、有事に際しては、危機管理規程に基づき危機管理本部を設置し対応します。

(当該体制の運用状況)

- ・主要部門の部門長は直近の問題点・リスク等を記載したマンスリーレポートを毎月、直属上司と本社の各部門長を構成員とするマンスリーレポート委員会等に提出しています。当該委員会は毎月、提出されたマンスリーレポートを分析し、重要なリスクを抽出・分類してグループ執行審議会で対応を報告・協議しました。
  - ・新型コロナウイルス感染症対応として、危機管理本部による感染リスク低減の各種対策、感染者発生時の早期対応を行いました。
  - ・ウイルス感染症や自然災害等で生じたリスクについては対策マニュアルや事業継続計画（BCP）に沿った対応を行うと共に適宜内容更新を行いました。
- ④ 内部監査部門は経営企画部門からリスク管理委員会に報告されるリスクマネジメント体制の状況について、必要があればその有効性を監査し、その結果を当社社長に報告します。また、監査役、リスク管理委員会および各業務執行部門長に適宜報告します。

(当該体制の運用状況)

- ・内部監査部門はリスクマネジメント体制の状況についてモニタリングを実施し、適宜報告を行いました。

#### 4. 当社およびグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- ① 当社取締役会を月1回以上開催するとともに、迅速な業務執行のためにグループ執行審議会を原則月4回開催し、当社およびグループ各社における業務執行に関する基本事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行うことにより取締役の職務の効率的な執行を確保します。

(当該体制の運用状況)

- ・取締役会は毎月の定例と臨時をあわせて13回、グループ執行審議会は48回開催し、当社およびグループ各社における業務執行に関する基本事項および重要事項に係る協議と意思決定を機動的に行うことにより取締役の職務執行が効率的に行われることを確保しました。
- ② グループ各社の経営については、事業内容の適時適切な報告をグループ執行審議会にて行い、重要案件については当社取締役会またはグループ執行審議会の承認を得ます。

(当該体制の運用状況)

- ・グループ各社の経営は毎月提出されるマンスリーレポートや四半期毎に開催されるグループ各社の取締役会をとおして管轄する事業部長等に報告・相談がなされました。小林製菓本体のグループ執行審議会は48回、取締役会は毎月の定例と臨時を合わせて13回開催され、グループ各社の事業内容の適時適切な報告が行われる体制を確保しました。また重要事項については取締役会またはグループ執行審議会の承認が得られる体制を確保しました。
- ③ 業務執行機能と監督機能の分離・明確化のため、当社において執行役員制を導入します。職務執行の効率化のため、執行役員制とあわせて事業部制を導入します。

(当該体制の運用状況)

- ・執行役員制と事業部制を導入することにより、業務執行機能と監督機能の分離、明確化、および職務執行の効率化を図っています。
- ④ 当社取締役会において中期経営計画および各年度予算を立案し、当社グループ全体の目標を設定した上で、各部門においてはその目標達成に向け具体策を立案・実行します。また、グループ執行審議会でも実績報告を適時受けることにより、職務執行の効率化を図ります。

(当該体制の運用状況)

- ・全社中期経営計画および年度予算を設定し、各部門はその目標達成に向けた具体策を立案して実行しました。また、その実績は適時、グループ執行審議会でも報告を受け職務執行の効率化を図りました。
- ⑤ 当社取締役の任期を1年とし、取締役の責任の明確化を図り、また、取締役の人数の最適化を図ることにより機動性を確保します。

(当該体制の運用状況)

- ・取締役の任期を1年とし、人数を最適化することにより、取締役の責任の明確化と職務執行の機動性を確保しました。

## 5. 当社およびグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- ① 当社は関係会社管理規程に基づき、当社とグループ各社間において、業務の適正を確保するための指示・報告等の伝達を迅速かつ効率的に行う体制を強化し、適切な内部統制システムを整備します。

(当該体制の運用状況)

- ・当社と当社グループは関係会社管理規程に基づき、指示・報告等の伝達を迅速かつ効率的に行うことにより業務の適正を確保しています。

- ② 内部監査部門は、以下の項目につき当社およびグループ各社の監査を行い、その結果を毎月当社社長に報告します。また、監査役および各業務執行部門長に適時報告します。
- (1)内部統制監査
  - (2)業務監査
  - (3)資産保全監査
  - (4)会計監査
  - (5)危機管理監査
  - (6)コンプライアンス監査
  - (7)個人情報保護監査
  - (8)経営リスクマネジメント監査
  - (9)特命監査
- (当該体制の運用状況)
- ・内部監査部門は、当社および当社グループ各社が業務を適正に遂行しているかどうかの監査を行い、その結果を代表取締役社長との定例会議で報告しました。また、監査役および各業務執行部門長に適時報告しております。
- ③ 当社から主要グループ各社にそれぞれ1名以上の取締役または監査役を派遣することにより、グループ各社の健全性を確保します。
- (当該体制の運用状況)
- ・当社から当社主要グループ各社には、それぞれ1名以上の取締役または監査役を派遣しており、当社グループ各社の健全性を確保しております。
- ④ 当社およびグループ各社の取締役は、適正な財務報告を行うことが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であるとの認識のもと、財務報告の適正性を確保・維持するための体制を継続的に整備・運用します。
- (当該体制の運用状況)
- ・当社および当社グループ各社の取締役は、必要な体制を整備して財務報告の適正性を確認・維持しています。
6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項  
(会社法施行規則第100条第3項第1号)
- 監査役がその職務を補助すべき従業員(以下、監査役スタッフという)を置くことを求めた場合には、その人数と必要な知識・経験・権限などを取締役と監査役とで協議の上、配置します。
- (当該体制の運用状況)
- ・現在、監査役スタッフを配置する状況ではないため、該当していません。
7. 前項の従業員の取締役からの独立性、監査役の指示の実効性の確保に関する事項  
(会社法施行規則第100条第3項第2号、第3号)
- 監査役スタッフの任命、評価、異動および賞罰は、監査役会の同意を要するものとし、また、監査役スタッフは監査役の指揮命令のみに服し、取締役等からは指揮命令を受けず、報告義務もないものとします。
- (当該体制の運用状況)
- ・現在、監査役スタッフを配置する状況ではないため、該当していません。

8. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第3項第4号、第5号)
- ① 監査役会には、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、法令上および企業倫理上の問題に関する事項(従業員相談室の利用状況ならびにその内容を含む)を、当社およびグループ各社の取締役および該部門が適時報告します。  
(当該体制の運用状況)
- ・ 監査役会を13回開催し、当社および当社グループの取締役および該部署が必要な事項を適時報告しました。
- ② 監査役は、経営に関する重大事項についての情報を得るため、グループ執行審議会および内部統制委員会等の重要会議に出席し、議事録を含む会議資料の提供を受けることができるものとします。  
(当該体制の運用状況)
- ・ 常勤監査役は、週次開催のグループ執行審議会および2回開催した内部統制委員会をはじめ、各事業本部会等の重要会議に出席し、そこで得た情報を適宜監査役会に報告しました。また社外監査役も必要に応じて、グループ執行審議会や開発に関わる重要会議に出席しました。
- ③ 監査役がその職務の遂行に必要なものとして報告を求めた事項については、当社およびグループ各社の取締役または該部門が速やかに監査役または監査役会に報告します。  
(当該体制の運用状況)
- ・ 当社および当社グループの取締役または該部署は、監査役がその職務の遂行に必要なものとして報告を求めた事項について速やかに報告しました。
- ④ 上記①～③にて監査役に報告をした者は当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを当社グループの役員および従業員等に周知します。  
(当該体制の運用状況)
- ・ 監査役に報告をした役職員について、当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けたとの報告がないことを確認しております。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針  
(会社法施行規則第100条第3項第6号)
- 監査役が職務を執行するにあたり生ずる費用については、職務の執行に支障がないよう速やかに支払います。  
(当該体制の運用状況)
- ・ 監査役が職務を執行するにあたり生ずる費用は、職務の執行に支障がないように速やかに支払処理をしました。
10. その他、監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第3項第7号)
- ① 当社社長は、常勤監査役と毎月1度、監査役会とは四半期に1度、意見交換会を開催します。  
(当該体制の運用状況)
- ・ 代表取締役社長は、常勤監査役との意見交換会を毎月1度、監査役会との意見交換会を四半期に1度開催しました。

- ② 会計監査人と監査役との連携を図るために、四半期に1度意見交換会を実施し、課題を共有する等、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備します。

(当該体制の運用状況)

- ・ 監査役会は会計監査人との意見交換会を四半期に1度開催しました。このほか、双方の監査業務に活かすために随時必要な意見交換を行いました。

- ③ 内部監査部門は、監査役監査規程および内部監査規程に基づき、監査役の監査に同行（共同監査）する等、緊密な連携を行い監査役監査の実効性を高めるよう努めます。

(当該体制の運用状況)

- ・ 内部監査部門は、監査役監査規程および内部監査規程に基づき、必要に応じて監査役との共同監査を実施し、監査役監査の実効性を高めました。

- ④ 監査役会が、独自に専門の弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受ける機会を保証します。

(当該体制の運用状況)

- ・ 監査役会は、必要に応じて独自に監査業務に関する助言を受ける機会を持ちました。

以 上

## ●連結株主資本等変動計算書

当期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	3,450	4,183	187,071	△19,763	174,941
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△6,253		△6,253
親会社株主に帰属する 当期純利益			19,715		19,715
自己株式の取得				△3,943	△3,943
株主資本以外の項目の 当連結会計年度 変動額（純額）					
当連結会計年度 変動額合計	－	－	13,462	△3,943	9,519
当連結会計年度期末残高	3,450	4,183	200,534	△23,706	184,461

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	10,449	△1,517	△1,290	7,641	－	182,583
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△6,253
親会社株主に帰属する 当期純利益						19,715
自己株式の取得						△3,943
株主資本以外の項目の 当連結会計年度 変動額（純額）	504	2,683	255	3,444	53	3,497
当連結会計年度 変動額合計	504	2,683	255	3,444	53	13,016
当連結会計年度期末残高	10,953	1,166	△1,034	11,085	53	195,600

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## ●連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

1) 連結子会社の数 35社

##### 2) 主要な連結子会社の名称

富山小林製薬(株)、仙台小林製薬(株)、桐灰小林製薬(株)、愛媛小林製薬(株)、小林製薬プラックス(株)、Kobayashi Healthcare International, Inc.、Alva-Amco Pharmacal Companies, LLC、上海小林日化有限公司、合肥小林日用品有限公司、合肥小林薬業有限公司、小林製薬(香港)有限公司、小林製薬(中国)有限公司、江蘇小林製薬有限公司 等

##### ② 非連結子会社の状況

##### 1) 主要な非連結子会社の名称

小林製薬チャレンジド(株)

##### 2) 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度において持分法を適用していない関連会社であった(株)ザ・ファンは、当連結会計年度において持分のすべてを売却しております。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

##### 1) 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

##### 2) 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちAlva-Amco Pharmacal Companies, LLCの決算日は10月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

(イ) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

(ロ) 時価のないもの

主として移動平均法による原価法

2) たな卸資産

たな卸資産は主として次の方法により評価しております。

(イ) 商品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ロ) 製品、仕掛品、貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（7年）に基づいております。

また、顧客関係、商標権等に関する無形固定資産については、利用可能期間で均等償却しております。

3) 長期前払費用

均等償却しております。

4) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は、債権の実態に応じて回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

当社及び連結子会社のうち一部は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

3) 役員退職慰労引当金

国内連結子会社のうち一部は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

なお、当社は、2009年2月12日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議しました。

また、2009年6月26日開催の第91期定時株主総会にて、それまでの在任期間に対応する金額は対象役員の退任時に謹呈する旨の議案が承認されております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

従業員の退職給付に備えるため、当社及び連結子会社のうち一部は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。その他の連結子会社の一部は、期末要支給額の100%を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

⑤ のれんの償却に関する事項

のれんの償却に関しては、投資の効果が発現する期間を考慮し、発生時以降20年以内で均等償却しております。ただし、金額が僅少なものについては、発生年度において一括償却しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

⑦ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑧ 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### (1) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

### (2) 連結損益計算書

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示することとしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「受取保険金」に表示しておりました321百万円、「その他」374百万円は、「その他」696百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「投資有価証券評価損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示しておりました165百万円は、「投資有価証券評価損」9百万円、「その他」155百万円として組み替えております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

#### (1) Alva-Amco Pharmacal Companies, LLC（以下、「Alva社」）の買収により認識されたのれん及び商標権に関する減損の兆候の有無

##### ① 当連結会計年度計上額

- 1) のれん 6,449百万円
- 2) 商標権 3,720百万円

##### ② 見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、のれん及び商標権の減損の兆候の識別、減損損失の認識の判定及び測定は、事業に関連する資産グループにのれんを加えたより大きな単位で行います。Alva社ののれんが帰属する国際事業セグメントの米国OTC医薬品事業における資産グループについて、当社グループは、以下の観点等から、減損の兆候の有無を判断しております。

- 1) 減損の兆候として会計基準に示されている「営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっていること」には、当たらない業績で推移しているか。
- 2) 最新の事業計画の基礎となる米国OTC医薬品市場の市場環境及び将来の製品販売計画と、買収時点の事業計画との間に重要な乖離が生じていないか。

当社グループは、Alva社の営む米国OTC医薬品事業において、複数の新製品の上市を含めた売上拡大計画を買収時点の事業計画に織り込んでおり、これに基づくキャッシュ・フローの見積りには、将来の販売数量等に関する仮定を使用しております。

米国OTC医薬品市場は成長市場であるために、競争環境が激化し、想定外の事業環境変化への対応を誤ると、売上高や営業利益が計画を下回る可能性があり、前提とした状況が変化すれば、減損の兆候が識別される可能性があります。

なお、当連結会計年度末においては、Alva社の買収により認識されたのれん及び商標権について減損の兆候は生じていないと判断しております。

#### (2) 退職給付債務の算定

##### ① 当連結会計年度計上額

退職給付に係る負債 1,978百万円

##### ② 見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループには、確定給付制度を採用している会社が存在します。確定給付制度の退職給付債務及び関連する勤務費用は、数理計算上の仮定を用いて退職給付見込額を見積り、割り引くことにより算定しております。数理計算上の仮定には、割引率、退職率、死亡率及び年金資産の長期期待運用収益率等の様々な計算基礎があります。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する退職給付に係る負債及び退職給付費用の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度計上額

1) 繰延税金資産 1,489百万円

2) 繰延税金負債 1,564百万円

(繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額 5,264百万円)

② 見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の回収可能性は、課税主体ごとに将来の課税所得を合理的に見積り、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	34,332百万円
投資不動産の減価償却累計額	1,044百万円

#### (2) 担保資産及び担保に係る債務

① 定期預金	37百万円
担保に係る債務（被災地中小企業の金融機関からの借入 に対する保証債務）	12百万円
② 差入保証金	
関税法・消費税法に基づく納期限延長制度を利用する際 の担保として供している供託金	105百万円

#### (3) 期末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

当連結会計年度末日満期手形の金額は次のとおりであります。

受取手形	5百万円
支払手形	315百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	82,050,000株
------	-------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

1) 2021年2月17日の当社取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	3,361百万円
1株当たりの配当額	43円
基準日	2020年12月31日
効力発生日	2021年3月5日

2) 2021年7月29日の当社取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	2,892百万円
1株当たりの配当額	37円
基準日	2021年6月30日
効力発生日	2021年9月9日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
当社定款第42条に基づき、2022年2月22日の当社取締役会において、次のとおり付議する予定であります。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	3,575百万円
1株当たりの配当額	46円
基準日	2021年12月31日
効力発生日	2022年3月9日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性・流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、原則、自己資金による方針です。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に政府保証債・財投債と業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金の支払期日は6ヶ月以内であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいものについては注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	95,024	95,024	—
(2) 受取手形及び売掛金	55,169	55,169	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	43,315	43,315	—
資 産 計	193,509	193,509	—
(1) 支払手形及び買掛金	9,293	9,293	—
(2) 電子記録債務	8,151	8,151	—
(3) 未払金	21,187	21,187	—
(4) 未払法人税等	3,836	3,836	—
(5) 未払消費税等	639	639	—
負 債 計	43,108	43,108	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資 産

##### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は日本証券業協会の公表する価格によっており、株式等は取引所の価格によっております。

#### 負 債

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額172百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

#### 7. 賃貸等不動産に関する注記

##### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用の不動産（土地を含む。）を有しております。当連結会計年度における賃貸等不動産に関する賃貸損益は、賃貸収益300百万円、賃貸費用128百万円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

##### (2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
3,602百万円	△296百万円	3,305百万円	5,351百万円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

#### 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,515円53銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 252円36銭   |

#### 9. 収益認識に関する注記

当社グループは、医薬品、医薬部外品、芳香剤、衛生材料などの製造・販売を主な事業内容としており、これら製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

#### 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## ●株主資本等変動計算書

当期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
					開発積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当期首残高	3,450	4,183	－	4,183	340	330	149,692	14,858	165,221
当期変動額									
準備金から 剰余金への振替		△3,661	3,661	－					
別途積立金の積立						11,400	△11,400		－
剰余金の配当								△6,253	△6,253
当期純利益								17,036	17,036
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	△3,661	3,661	－	－	－	11,400	△616	10,783
当期末残高	3,450	522	3,661	4,183	340	330	161,092	14,242	176,004

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△19,763	153,091	10,363	10,363	－	163,454
当期変動額						
準備金から 剰余金への振替		－				－
別途積立金の積立		－				－
剰余金の配当		△6,253				△6,253
当期純利益		17,036				17,036
自己株式の取得	△3,943	△3,943				△3,943
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			437	437	53	490
当期変動額合計	△3,943	6,840	437	437	53	7,330
当期末残高	△23,706	159,931	10,800	10,800	53	170,785

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## ●個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

1) 子会社株式及び関連会社株式…総平均法による原価法

##### 2) その他有価証券

(イ) 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(ロ) 時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

##### 1) 商品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### 2) 製品、仕掛品、貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（7年）に基づいております。

##### ③ 長期前払費用

均等償却しております。

##### ④ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ③ 退職給付引当金

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

### (4) その他計算書類作成のための基本となる事項

#### ① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### ② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

#### ③ 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

#### ④ 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### (1) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

### (2) 損益計算書

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「投資有価証券評価損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。また、前事業年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「抱合せ株式消滅差損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示することとしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「抱合せ株式消滅差損」に表示しておりました810百万円、「その他」179百万円は、「投資有価証券評価損」9百万円、「その他」980百万円として組み替えております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

#### (1) Kobayashi Healthcare International, Inc. (以下、「KHI社」) 株式の評価

##### ① 当事業年度計上額

KHI社株式 10,226百万円 (関係会社株式に計上)

##### ② 見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、関係会社株式及び関係会社出資金について、移動平均法による原価法により評価しております。なお、KHI社株式は、時価を把握することが極めて困難と認められる株式であり、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、減損処理を行うことが求められます。

当社は、当社の100%子会社であるKHI社を通じて、Alva-Amco Pharmacal Companies, LLC (以下、「Alva社」) の株式の100%を取得しました。KHI社株式の実質価額には、Alva社の株式取得時に見込んだ超過収益力が含まれております。米国OTC医薬品市場は成長市場であるために、競争環境が激化し、想定外の事業環境変化への対応を誤ると、売上高や営業利益が計画を下回る可能性があります。そのため、当社は、KHI社株式の評価にあたり、最新の事業計画の基礎となる米国OTC医薬品市場の市場環境及び将来の製品販売計画と、買収時点の事業計画との間に重要な乖離が生じていないかを踏まえて、Alva社の株式取得時に見込んだ超過収益力が減少していないかを検討しております。

上記を前提とした状況が変化した場合、実質価額が著しく低下することにより、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、減損処理を行う可能性があります。

なお、当事業年度末においては、KHI社株式の実質価額が著しく低下した状況にはあたらないと判断しております。

#### (2) 退職給付債務の算定

##### ① 当事業年度計上額

1) 前払年金費用 392百万円 (長期前払費用に計上)

2) 退職給付引当金 108百万円

##### ② 見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、確定給付型の退職給付制度を有しております。算定方法、その仮定、およびその影響については、連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 (2) 退職給付債務の算定」の内容と同一であります。

#### (3) 繰延税金資産の回収可能性

##### ① 当事業年度計上額

繰延税金負債 1,434百万円

(繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額 3,300百万円)

##### ② 見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 (3) 繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	14,511百万円
投資不動産の減価償却累計額	615百万円
(2) 担保資産	
① 定期預金	37百万円
担保に係る債務（被災地中小企業の金融機関からの借入 に対する保証債務）	12百万円
② 差入保証金	
関税法・消費税法に基づく納期限延長制度を利用する際 の担保として供している供託金	105百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示されたものを除く）	
金銭債権	1,710百万円
金銭債務	13,879百万円

#### (4) 期末日満期手形

事業年度末日満期手形の会計処理については、当事業年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

当事業年度末日満期手形の金額は次のとおりであります。

受取手形	4百万円
支払手形	234百万円

#### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高 5,123百万円

原材料費及び製品外注費 37,082百万円

（製造原価）

その他の営業取引高 4,859百万円

営業取引以外の取引高 1,538百万円

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 4,314,084株

## 7. 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

関係会社株式等評価損	2,945百万円
退職給付引当金	33百万円
固定資産減損損失	586百万円
未払経費	1,683百万円
賞与引当金	547百万円
たな卸資産評価廃棄損	157百万円
未払事業税	181百万円
返金負債	493百万円
貸倒引当金	440百万円
その他	741百万円
繰延税金資産小計	7,810百万円
評価性引当額	△4,510百万円
繰延税金資産合計	3,300百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△4,488百万円
長期前払費用	△120百万円
その他	△126百万円
繰延税金負債合計	△4,734百万円
繰延税金負債の純額	△1,434百万円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### 関連会社等

種類	会社の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
子会社	Kobayashi Healthcare International, Inc.	(所有) 直接 100%	資金取引	資金の回収 (注4、5)	1,077	関係会社 短期貸付金 (注4、5)	1,150
						関係会社 長期貸付金 (注4、5)	1,840
子会社	富山小林製薬(株)	(所有) 直接 100%	当社製品の製造 役員の兼任	当社製品の購入 (注2)	13,828	買掛金	5,210
				不動産の賃貸 (注3)	105	—	—
				資金の貸借 (注4)	214	関係会社 短期貸付金 (注4)	92
子会社	仙台小林製薬(株)	(所有) 直接 100%	当社製品の製造 役員の兼任	当社製品の購入 (注2)	10,979	買掛金	4,250
				不動産の賃貸 (注3)	238	—	—
				資金の貸借 (注4)	635	関係会社 短期借入金 (注4)	754

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
 2. 市場価格、総原価を勘案して、当社希望価格を提示し、毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。  
 3. 賃貸料については、近隣の価格を参考にして双方が協議の上、決定しております。  
 4. 貸付金・借入金については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。  
 5. 取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,196円31銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 218円07銭

## 10. 収益認識に関する注記

連結注記表「9.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。